

令和2年第10回臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和2年8月25日（火曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 会	8月25日 13時30分 渡久地政雄議長宣言			
閉 会	8月25日 13時56分 渡久地政雄議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	渡久地 政 雄 議員	7	内 間 広 樹 議員
	2	並 里 晴 男 議員	8	島 袋 義 範 議員
	3	虻 江 修 議員	9	内 田 竹 保 議員
	5	島 袋 勉 議員	10	名 嘉 實 議員
	6	山 城 善 彦 議員	11	亀 里 敏 郎 議員
欠 席 議 員				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 島袋 裕次 君 主 事 金城 成 君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	島袋 秀幸 君	副 村 長	名城 政英 君
	教 育 長	宮里 徳成 君	総務課長	宮城 弘和 君
	総務課長補佐	富山 維佐子 君		
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

令和2年第10回伊江村議会臨時会議事日程（第1号）

令和2年8月25日（火）午後1時30分 開 会

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名（7番 内間広樹議員・8番 島袋義範議員）
第2		会期決定の件
第3		議長の諸般の報告
第4		村長の行政報告
第5	議案第59号	伊江村防災行政無線デジタル化整備工事の請負契約について

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ただいまから、令和2年第10回伊江村議会臨時会を開会いたします。 (開会時刻13時30分)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって7番 内間広樹議員、8番 島袋義範議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題とします。お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3 議長の諸般の報告を行います。私の主な出張について、報告をします。

8月4日、新型コロナウイルス感染症防止対策のため、来島自粛を求め、本部港ターミナル入口付近に横断幕を設置しました。

8月18日、北部広域市町村圏事務組合議会第56回定例会及び令和2年度北部市町村議会議長会第2回理事会・定例会が北部会館で開催され出席いたしました。役員改正では、私が引き続き北部市町村議会議長会の副会長に選任されました。なお会長には石川博己本部町議会議長が選任されました。任期は令和2年10月3日から令和4年10月2日までとなっています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 村長の行政報告を行います。村長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

こんにちは。令和2年第10回の伊江村議会臨時会を招集しましたところ、全議員出席をいただきまして感謝を申し上げます。

それでは4点の行政報告をさせていただきます。1点目、北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書の調印についてであります。令和2年7月28日、北部会館において、北部基幹病院の基本的枠組みに関する協議会が開催され、沖縄県知事、北部12市町村長、北部地区医師会会長、沖縄県病院事業局長が合意書に調印をいたしました。県立北部病院北部地区医師会病院や県医師会、北部市町村長らが基幹病院構想の研究会を発足させて6年、ようやく前進することになりました。名称は「公立北部医療センター」で、450床規模で、2024年(令和6年)に着工し、2026年(令和8年)開院を予定しております。今後は整備協議会を発足し、病院運営に関する基本構想策定などに関する詳細な協議を行ってまいります。御存じのとおり、北部基幹病院の実現は、北部住民の長年の切なる願いであります。1日も早い開院を期待したいと思います。

2点目、在沖海兵隊G7政務外交部長への要請についてであります。去る8月4日在沖海兵隊太平洋基地司令官、司令G7政務外交部を訪問し、ニール・オーウェンズ大佐に対し、新型コロナウイルス感染拡大防止に関する要請を行ってまいりました。内容といたしましては、沖縄県独自の緊急事態宣言の発出、それに伴う伊江村への来島自粛への呼びかけは、本部港での検温検査の実施についての説明を行い、新型コロナウイルスが収束するまでは、米軍の訓練時のフェリー使用の自粛と、バージ船等のチャーター便を利用し、人員においては航空機による輸送を行うよう、強く要請をしてまいりました。

3点目、建設事業の執行状況報告についてであります。令和2年7月28日臨時会以降の建設事業の執行状況は、お手元に配付した資料のとおり、工事2件、委託業務7件、合計9件でありますので、報告をさせていただきます。

最後に、私の県外出張の報告をいたします。8月20日から21日にかけて、令和3年度の北部振興事業予算の継続、満額確保に関する要請活動を北部広域市町村圏事務組合理事長、渡具知名護市長、北部市町村会副会長、宮城大宜味村長とともに北部振興会会長として、衛藤内閣府特命沖繩担当大臣へ要請活動を行ってまいりました。以上で行政報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

以上で、村長の行政報告を終わります。

日程第5. 議案第59号 伊江村防災行政無線デジタル化整備工事の請負契約について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

議案第59号 伊江村防災行政無線デジタル化整備工事の請負契約についての、提案理由を御説明申し上げます。

契約金額、1億8,700万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が1,700万円）。

契約の相手方、沖縄県浦添市牧港五丁目4番10号、光通信工業株式会社、代表取締役 島袋 剛と契約をしていきたいと思っております。なお、今回の整備事業については、防衛施設周辺民生安定施設整備事業をもって実施するものでございます。現行の防災無線設備は、平成10年度に整備をされているところであります。今般の国の無線設備規則が一部改正をされまして、現行のアナログ回線による設備は令和4年11月30日までの使用期限となっているところであります。その観点から災害発生時に、地域住民の生命と財産の安全を守るため、緊急情報の迅速かつ確に村民への伝達及び一般行政事務における連絡案内等、生活情報の提供により、住民サービス、福祉の向上を図るため防災無線、デジタル化整備工事を今回実施するものでございます。

工事概要については、今年度親局整備設置工事、屋外拡声子局設置工事、遠隔制御装置設備工事及び車載無線機、携帯型無線機等を整備するものであります。そして次年度に各家庭に設置しております戸別受信機の設置を予定しているところであります。2年をかけた整備工事となっているところであります。また、議員のお手元に整備工事の概要図も配付をしておりますので、参照をお願いしたいと思います。

以上で、提案理由とさせていただきます。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。9番 内田竹保議員。

○ 9番 内 田 竹 保 議員

議長、すみませんが、休憩お願いできませんか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻13時39分)

再開します。

(再開時刻13時47分)

ほかに質疑ございませんか。5番 島袋 勉議員。

○ 5番 島 袋 勉 議員

2点ほど、お伺いします。屋外拡声子局、計画では今は6か所設置予定ですが、村の南海岸等、近い場所には今設置されていない状況下であるんですが、大地震の場合は津波等の被害が予想されるのが多分、南海岸だったと思うんです。具志漁港、伊江港、それから西崎漁港等の近くには設置予定はないんですが、増設する考えがあるのか。

それとあと1点、各家庭の子機に関する設置は今回は入っていないんですが、その子機も変更する予定があるのかどうか。2点お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 宮城弘和君。

○ 総務課長 宮 城 弘 和 君

屋外の子機につきましては、今この工事概要でも示させていただいておりますけれども現在、設置しております伊江小学校、それと西小学校、伊江中学校、青少年旅行村、西崎公民館に設置する予定でございます。そのうちの青少年旅行村、それと真謝公民館の子局には、電波が届かない、戸別受信機に対しての電波を中継する安定な機能を有したものを設置する予定でございます。ただいま御質疑の南海岸、これについては、南海岸に隣接しております青少年旅行村、そして西小学校、それと西崎公民館等に拡声器を設置するので、それでカバーできるものだと考えているところでございます。

戸別受信機については、先ほど村長のほうから御説明ございましたけれども、この事業が令和2年度、3年度の継続事業となりますので、令和3年度に戸別受信機も全てデジタル化の受信機に変更するということになります。それは来年度の事業で戸別受信機は更新していくということになります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

5番 島袋 勉議員。

○ 5番 島 袋 勉 議員

あと1点、フェリー等の今日の放送では、各家庭等には届くんですが、早い時間帯ではできるんですが、各3学校に設置されている屋外拡声器で、臨時的なものは常時流すようにするのか。それとも授業中はこの学校等は流さないようにするのか。お伺いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 宮城弘和君。

○ 総務課長 宮 城 弘 和 君

この屋外拡声子局につきましては、今3学校にも設置してございますけれども、これについても学校の授業中、学校に御連絡を入れて、緊急の場合については流す方向、これについてもこの操作卓、放送室のほうで、どこに流すというのはワンタッチでできるようなこととなりますので、そのあたりをしっかりと事業に支障がないように、また緊急時には、皆さんにお知らせするというので、学校のほうに御理解をいただきながら、そういう運用をしていきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第59号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第59号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第59号 伊江村防災行政無線デジタル化整備工事の請負契約について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第59号 伊江村防災行政無線デジタル化整備工事の請負契約について、原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩時刻13時54分)

再開します。

(再開時刻13時55分)

次にお諮りします。本臨時会において議決された案件について、その字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、その字句、数字その他の整理は、議長に一任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和2年第10回伊江村議会臨時会を閉会いたします。

(閉会時刻13時56分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき
ここに署名する。

伊 江 村 議 会

議 会 議 長 渡久地 政 雄

署名議員（7番） 内 間 広 樹

署名議員（8番） 島 袋 義 範